

岩手県放課後児童クラブ等感染症対策継続支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 放課後児童クラブ等において、新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、継続的なサービスの提供を可能とするため、市町村が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（令和2年6月19日付け子発0619第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）3（2）に定める事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 この補助金の交付対象とする事業及び施設、基準額並びに対象経費は別表第1のとおりとし、これに対する補助金の交付額は、同表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の補助率を乗じて得た額以内の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更とする。

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間等)

第5 規則第19条第1項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間告示」という。）のとおりとし、同項第2号及び第3号に規定するものは単価30万円以上の機械、器具、その他の財産とする。

(補助金の額の確定等)

第6 知事は、規則第13条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該書類を審査し、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知する。

(補助金の支払)

第7 知事は、第6の規定により交付すべき額の確定をしたのち、支払うものとする。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、市町村に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市町村は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第9 市町村は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具、その他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は処分制限期間告示に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 市町村は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により知事に報告しなければならない。

2 市町村は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(間接補助金を交付する場合に付する条件等)

- 第11 市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)交付要綱(令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号同発障0630第1号同発老0630第1号厚生労働事務次官通知)11(12)②により条件を付さなければならない。
- 2 市町村は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(提出書類及び提出期限)

- 第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

- 第13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表第1 (第2関係)

補助金交付対象事業	対象事業及び施設	基準額	対象経費	補助率
令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した「新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業」	放課後児童健全育成事業	1支援単位当たり500千円	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10
	利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、児童厚生施設	1か所当たり500千円		
	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	1市町村当たり500千円		

別表第2（第12関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の 規定による書 類	放課後児童クラブ等感染症対策継 続支援事業費補助金申請書	第1号	1部	別に定める
	1 放課後児童クラブ等感染症対 策継続支援事業費補助金所要額 調書	第2号	1部	
	2 放課後児童クラブ等感染症対 策継続支援事業費補助金内訳書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書 類		1部	
規則第6条第 1項第1号、 第2号及び第 3号の規定に より承認を受 ける場合の書 類	放課後児童クラブ等感染症対策継 続支援事業変更（中止、廃止）承認 申請書	第4号	1部	変更（中止、廃 止）の理由が生 じた日から14 日以内
	1 放課後児童クラブ等感染症対 策継続支援事業費補助金所要額 調書	第2号	1部	
	2 放課後児童クラブ等感染症対 策継続支援事業費補助金内訳書	第3号	1部	
	3 その他知事が必要と認める書 類		1部	
規則第13条第 1項の規定に よる書類	放課後児童クラブ等感染症対策継 続支援事業費補助金請求書	第5号	1部	当該事業を完 了した日（規則 第6条第1項 第3号に規定 する事業の中 止又は廃止の 承認を受けた 場合には、当該 承認の通知を 受理した日）か ら30日を経過 した日又は補 助金の交付の 決定を受けた 年度の3月31 日のいずれか 早い日
	1 放課後児童クラブ等感染症対 策継続支援事業費補助金実績報 告書	第6号	1部	
	2 放課後児童クラブ等感染症対 策継続支援事業費補助金精算書	第7号	1部	
	3 放課後児童クラブ等感染症対 策継続支援事業費補助金内訳書	第3号	1部	
	4 その他知事が必要と認める書 類		1部	